

手続きが必要なとき

主 な 事 由	申請する時期		手続き様式
出生、町外からの転入、離婚、再婚などにより新たに受給資格が生じたとき	左記の事由が発生したとき		認定請求書
出生、町外からの転入、離婚、再婚施設退所等により支給対象の児童が増えたとき	児童が増えたとき		額改定認定請求書
死亡、離婚、施設入所等により支給対象の児童が減ったとき	児童が減ったとき		額改定認定請求書
死亡、町外への転出、離婚、再婚、施設入所、拘禁により受給資格がなくなったとき	左記の事由が発生したとき		受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	公務員になったとき	宝達志水町へ	受給事由消滅届
		勤務先へ	認定請求書
受給者が公務員でなくなったとき	公務員でなくなったとき	宝達志水町へ	認定請求書
		勤務先へ	受給事由消滅届
受給者の住所が変わったとき(宝達志水町へ転入、宝達志水町から転出)	住所を異動したとき	前の住所地へ	受給事由消滅届
		新しい住所地へ	認定請求書
受給者の住所が宝達志水町内で変わったとき	住所を異動したとき		変更届
養育している児童の住所が変わったとき	変更があったとき		変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	変更があったとき		変更届
受給者名義の振込口座を変更するとき	変更を希望するとき		金融機関変更届

※手続きによって、はんこ(シャチハタ不可)、受給者本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの、受給者本人の健康保険証の写し、生計関係、個人番号その他の書類が必要となります。詳しくは宝達志水町役場健康福祉課までお問い合わせください。
(TEL0767-28-5526)

※届出が遅れると、手当の支給ができなくなることがありますので、ご注意ください。